

鎌倉市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査を実施した  
ので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和2年(2020年)7月27日

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎  
同 山 田 直 人

## 監査結果報告書

### 1 監査の種類

定期監査（財務監査）

### 2 監査の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を鎌倉市監査基準に準拠し、実施した。

### 3 監査の対象

- (1) 歴史まちづくり推進担当
- (2) 環境部（環境政策課、ごみ減量対策課、環境施設課、環境保全課、環境センター）
- (3) 教育部（教育総務課、学校施設課、学務課、教育指導課、教育センター、中央図書館）及び鎌倉市立小中学校
- (4) 文化財部（文化財課、文化財施設課）

### 4 監査の範囲

令和元年度の財務に関する事務

### 5 監査の期間

令和2年(2020年)4月1日から令和2年(2020年)7月9日まで

### 6 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

### 7 監査の実施内容

監査等資料を基に関係書類の提出を受け、調査を実施した。

### 8 監査の結果

おおむね良好に執行されているものと認められた。